令和元年度決算に基づく

健全化判断比率および資金不足比率審査意見書

滋賀県監査委員

滋 監 査 第 1 3 0 号 令和 2 年(2020年) 9 月 9 日

滋賀県知事 三日月 大 造 様

滋賀県監査委員 有 村 國 俊 滋賀県監査委員 奥 博 滋賀県監査委員 村 尾 愼 哉 滋賀県監査委員 藤 本 武 司

令和元年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の審査 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率および同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された資金不足比率について、滋賀県監査基準(令和 2 年 滋賀県監査委員告示第 5 号)に準拠して審査を行った結果、次のとおり意見を提出します。

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率等の審査

第2 審査の対象

1 健全化判断比率

令和元年度における滋賀県一般会計、各特別会計および各公営企業会計の決算に基づく 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率(以下「健全化判 断比率」という。)ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 資金不足比率

令和元年度における滋賀県モーターボート競走事業会計、琵琶湖流域下水道事業会計、 病院事業会計、工業用水道事業会計および水道用水供給事業会計の各決算に基づく当該事 業会計ごとの資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第4 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率および資金不足比率ならびに算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、 既に実施した財務監査(定期監査)、一般会計および各特別会計に係る決算審査、公営企業 決算審査ならびに例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

第5 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率および資金不足比率について、第1から第4に記載のとおり審査した限り、重要な点において、健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められた。なお、留意すべき事項については、「第6 審査の意見」に記載のとおりである。

1 健全化判断比率

	令和元年度決算に	平成 30 年度決算に	早期健全化基準
	基づく健全化判断比率	基づく健全化判断比率	一别姓王儿坐十
実 質 赤 字 比 率	-	-	3.75%
連結実質赤字比率	-	-	8.75%
実質公債費比率	10.9%	11.6%	25%
将来負担比率	202.1%	200.4%	400%

注 実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額が生じていないため、「-」にて記載

2 資金不足比率

	令和元年度決算に	平成 30 年度決算に	経営健全化基準
	基づく資金不足比率	基づく資金不足比率	在吕健主化基 华
モーターボート競走事業会計	-	-	
琵琶湖流域下水道事業会計	-	-	
病 院 事 業 会 計	-	-	20%
工業用水道事業会計	-	-	
水道用水供給事業会計	-	-	

注 資金不足が生じていないため、「-」にて記載

第6 審査の意見

1 健全化判断比率について

令和元年度の一般会計等の実質収支および連結実質収支はいずれも黒字となるとともに、 実質公債費比率および将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回った。平成 30 年度 と比較すると、実質公債費比率は 0.7 ポイント改善し、将来負担比率は 1.7 ポイント悪化 した。新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入の減少が予想される一方、財政需要 は更に増大することが見込まれることから、県民福祉の向上を目指し、今後の財政収支を 見通しつつ、目標とする将来の望ましい財政の姿を明らかにしながら、社会経済情勢に応 じた柔軟かつ機動的な対応をもって、事業の選択と集中、事務の効率化の徹底を図り、一 層の財政の健全化に向けて職員一人ひとりが緊張感を持って取り組むことにより、安定的 で持続可能な財政基盤の確立に努め、特に以下の点に積極的に取り組まれたい。

(1) 県債の発行について

将来負担比率の算定において、将来負担額は 79 億 9 千 7 百万円(百万円未満切捨て。 以下文中において同じ。) 増加して、1 兆 3,028 億 1 千 5 百万円となっており、その大 部分を一般会計等の県債現在高1兆916億8千2百万円が占めているという状況を踏まえ、今後の県債の発行については、償還計画との整合を図りながら適切に対応されたい。

(2) 第三セクターの経営に係る指導について

県が損失補償または短期貸付を行っている第三セクターが、それぞれの負債額を着実 に償還できるよう、経営改善に向け積極的に指導されたい。

2 資金不足比率について

令和元年度の各事業会計の決算によれば、いずれの会計においても資金の不足額は発生 しなかったものの、公営企業としての使命を果たすため、コスト意識を高め、常に経営の 合理化・効率化に努められたい。